

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年11月24日（木）11時00分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・ 「三重県天白遺跡出土品」の魅力を伝える展示や講演を行います
- ・ 中学生・高校生ビブリオバトル三重県大会2022を開催します

### 質疑事項

- ・ 令和5年度教職員人事異動基本方針について
- ・ 情報公開請求に係る審査請求に対する裁決について
- ・ 令和5年度当初予算の要求状況（教育委員会関係）について
- ・ 前回定例会審議結果の確認について

### 発表項目

#### ○ 「三重県天白遺跡出土品」の魅力を伝える展示や講演を行います

三重県天白遺跡出土品の魅力を伝える展示や講演を行うというものです。この天白遺跡の出土品については、先般の11月18日に国の文化財審議会から指定の答申をされました。三重県が所管する初めての重要文化財となります。三重県としては4件目ですけれども、教育委員会が所管する初めての重要文化財となります。そこで、三重県埋蔵文化財センターでは三重県天白遺跡出土品の歴史的価値、文化的価値とその魅力を伝える展示や講座を開催いたします。実際に重要文化財の指定答申を受けたものなのですけれども、資料の（4）その他をご覧くださいますと、重要文化財に指定答申されました三重県天白遺跡の出土品は国の文化審議会による審議のため、現在文化庁の方に貸出しを行っております。その審議等が終了して、県に戻ってくる令和5年度には、その出土品で指定を受けたものをテーマとしたシンポジウムの開催や重要文化財の展示等を実施する予定です。

今回行うのは、資料の（1）県庁と松阪市文化財センターでの展示ということで、県庁1階県民ホールと松阪市文化財センター「はにわ館」において、11月25日から令和5年3月17日まで出土品が発掘された際の写真をこちらに用意させていただきますけど、パネルにして展示します。天白遺跡から出土した重要文化財以外のものになりますけれども、土器等も展示いたします。資料の（2）が公開考古学講座の開催です。三重県埋蔵文化財センター嬉野分室におきまして、令和5年1月14日に13時30分から2時間、三重県埋蔵文化財センターの職員が天白遺跡の出土品の魅力を解説いたします。12月22日から参加者の募集を開

始させていただきます、事前申し込み制で定員は50名とさせていただきます。資料(3)が三重県総合文化センターでの展示で、三重県総合博物館3階の交流創造エリアにおいて3月11日から4月23日まで行います。総合博物館内にあります「三重の実物図鑑」の一室を使って、「土の中から『こんにちは』」と題した展示を行い、県指定有形文化財の天白遺跡出土品も出品いたします。

#### ○ 中学生・高校生ビブリオバトル三重県大会2022を開催します

中学生・高校生ビブリオバトル三重県大会2022を開催するというものです。中学生・高校生がお気に入りの本を発表して最も読みたい本を投票で決める書評合戦、中学生ビブリオバトル三重県大会2022、高校生ビブリオバトル三重県大会2022を開催します。今年度初めて津庁舎の大会議室を会場にして開催しますので、ぜひ来てご覧いただきたいと思っております。日時は令和4年12月24日に中学生大会は10時から12時40分まで、発表者は12名です。高校生大会は14時から16時40分まで、発表者は12名で地域大会の代表者8名と、別途オンライン予選会を4回、4日間やっております、そこでの代表者4名となっております。発表については、ビブリオバトルは発表者が読んで面白いと思った本を5分で紹介して、それを聞いている参観者の方がその本の内容とか発表者の発表について質問いたします。全員の発表が終わった後、参観者の方がどの本が一番読みたくなったかを投票いたします。このビブリオバトルは、発表者と参観者が意見を交えながら本を選ぶことで、本そのものとおしてそれぞれの人を知る、あるいは人とおして本も知ることができるコミュニケーションツールとしての側面もあわせもっております。投票につきましては12名ずつなのですけれども、それぞれ2班に分けて、班の代表を書評合戦の投票で決めます。それぞれの2班の代表の得票率の高い方が県代表として、全国大会に出場してもらいます。参観方法ですけれども、会場での参観またはオンラインでの参観となります。会場での参観を希望される方は、当日参加も可能なのですけれども、1日前までに連絡をいただきたいと思っております。オンラインでの参観は、2日前までにメール等でご連絡いただければと思っております。全国大会については、中学生の全国大会は令和5年3月19日に東京で開催され、高校生は令和5年1月22日に大阪で開催されます。新型コロナウイルス感染状況によっては、オンラインでの開催に変更する場合もございます。最新の情報は12月23日のホームページに記載いたします。オンラインで参観される方も、投票していただくことが可能ですので、ぜひ多くの人に参観いただければと思います。昨年度も実施しております、昨年度の高校生のチャンプ本になった「うたうおばけ」という本の発表の様子を1分ぐらいなのですけれども、ご覧いただければと思います。

～高校生ビブリオバトル2021 チャンプ本の発表動画 放映～

ビブリオバトルは、中学生大会は最近始めたのですが、高校生については10回目に

なります。こういった中学生・高校生が本に親しむ機会はいろいろあるかもわからないのですけれども、本を読むきっかけとか手に取ったきっかけの一つとして、同世代とか同じ学校、同じクラス、あるいは別の学校にしろ、そういった人達がどんな本に興味を持って、どんなことをそこから感じ取ったかを知ってもらったり、あるいはそのことについて意見交換したりして、一冊の本でコミュニケーションを図るというのも大事ですし、そのことで本を手にとってほしいなと思ってこういう活動をしています。

### 発表項目に関する質疑

#### ○ 「三重県天白遺跡出土品」の魅力を伝える展示や講演を行いますについて

(質) 天白遺跡は、我々がこの間の重要文化財の取材の時に写真でいただいたものはまだ貸していらっしゃるということですか。

(答) 文化庁の方に行っております。

(質) このいただいた資料の例えば3番で、県の総合博物館で展示されるもので県指定有形文化財とあるのは、これはその残りと思えばいいですか。埴輪が70ぐらいある中の40いくつ引いたものと思えばいいですかね。

(答) そうです。

(質) それは実物が見られると。

(答) そうです。

(質) 今回重要文化財になったものは来年の春でもまだ帰ってこないのですか。

(答) 社会教育・文化財保護課) 4月くらいを目途にと聞いています。

(質) 天白遺跡出土品は今回の重要文化財に指定されたもの以外も全部が県指定有形文化財ではあると。

(答) そうです。

(質) 残っているものは全部見られるということですね。

(答) こういうパネルになるのですけれども、やはりそういう貴重なものが出土した経緯とか、あるいは出土した場所とか発掘の時の写真もありますので、こういう場所で発掘されたということも是非知ってほしいと思っております。

(質) 考古学講座の講師は、職員がやられるということですか。

(答) そうです。埋蔵文化財センターの職員が行います。

(質) この1番のパネル以外の土器というのも、この3番の県指定有形文化財の出土品で重要文化財を抜いたものと同じものと思えばいいですかね。

(答) そういうことです。

(質) 総合博物館で展示する出土品は、指定される見込みのものとは違うものなのですね。

(答) そうです。まず県の指定がされていますので。

(質) 天白遺跡の出土品ではあるけれども、重文に指定される見通しにはなっていないもの。

(答) 社会教育・文化財保護課) それはもう決まっているものが、審議のために国の方に行

っちゃっていますので。

(質) それはもう前回分かっているのです。だから、総合博物館で展示するのは具体的にはどんなものですか。

(答 社会教育・文化財保護課) 土器と石器です。

(質) 実際に指定される出土品は、具体的に来年度のいつ頃にどんなところで展示しようと思っているのか。

(答 社会教育・文化財保護課) そこまではまだ調整中です。

(質) でも4月には戻ってくるのですよね。

(答 社会教育・文化財保護課) 重要文化財になりますと、色々展示場所とかの制限がかかってきまして、例えば出土品を温度管理できる場所とか、そういうふうなことを交渉していかないといけませんので、まだ具体的な日時まではお伝えできない。

(質) 日時まで聞いている訳ではないのです。教育長としてお尋ねします。まず、コメントでもいただいていたが、県教委所管としては初めてで、また縄文時代の考古資料として、三重県内の文化財が重要文化財になるのは初めてということについての受けとめをお願いします。

(答) 教育委員会が所管する文化財としては初めてということで、本当にこの三重県における重要な文化財、貴重な文化財ということで評価を受けたことを嬉しく思っています。その上で、多くの県民の方に出土した場所であるとか、パネルなどもありますけれども、そういったものでこの素晴らしい三重県の文化財があったということを知っていただければと思っています。魅力とかも来年度にかけて発信していきたいと思っています。

(質) その出土品はいつ頃展示しますか。教育長の思いとしては。

(答) 来年度ですので、展示する時期とか展示する場所のスケジュールもありますので、できるだけそういうのは早く調整できるなら調整して、県民の方々にお知らせさせていただきたいと思います。

(質) できるだけ早く展示したいと。

(答) そうです。

(質) 22日からの募集の開始はどうやって受け付けるのですかね。書いてないですが。

(答 社会教育・文化財保護課) 電話と申し込みフォームから入力していただいてご応募いただくという形で。

(答) メールと電話ということですか。

(答 社会教育・文化財保護課) はい。そうです。

(質) それはこの資料には入っていない。

(答 社会教育・文化財保護課) これに関してまた改めて提供させていただこうと思っています。

(質) というのもここには書いてないので、これだけ読むとどうしたらいいかという。

- (答) 改めて提供させていただく予定です。
- (質) 重要文化財に指定されると、保管場所は変わったりするのですか。結局、県の埋蔵文化財センターの所有のままで、保管方法がちょっと変わるのか。
- (答 社会教育・文化財保護課) 今現在、もうすでに厳重な保管をさしていただいておりますけれども、重要文化財を展示できる場所というのが、国の方で、埋蔵文化財センターも斎宮歴史博物館も一緒なのですけれども、そこであれば問題ないのですが、他で展示する場合は、重要文化財が展示できる施設なのかどうなのかという決まりがある。
- (答) 保管方法としては、今と同じ形でしっかり保管していくということです。
- (質) 県の総合博物館でも保存や展示ができるのか。
- (答 社会教育・文化財保護課) 細かい話なのですが、重要文化財の公開承認というのが、国の方から申請を出して、許可が出たら展示できる施設になるのです。今それが県内でできるのは、斎宮歴史博物館、埋蔵文化財センターと同じ場所のところと、朝日町の博物館だけなのです。いずれその MieMu に関してはそういったことができる施設として、申請する予定となっているのですが、今のところまだそうはなっていない。いろんな制限があって、評価されたことと関係しながら、いろんなことをやっていかないといけない部分が出てきます。
- (質) 今度展示されるのは石器、土器とおっしゃったのですが、土偶で指定されなかった残りの 30 いくつだかもあると思っていいたのですか。
- (答) あります。
- (質) それもある。土偶も展示される。わかりました。
- (質) 教育長は、実物を見られことがあるのですか。
- (答) 実物は見ていないです。前々から貴重な遺跡ということで報告を受けたり、文面とか写真を見せてもらっていましたが。これもこんなに大きくないのですけれども、14 センチくらいのもので本当に貴重なものですので、ぜひ一人でも多くに見てもらいたいですし、子どもたちも縄文時代のこととかも、社会とかいろんなところで習いますので、貴重な遺跡が身近にあるということを知ること、いろんな文化財の理解とか守っていくとかにつながると思っていますので、普及の方をまた頑張っていきたいと思っています。
- (質) この間、文化財の取材をさせていただいた時に、橿原について西日本だと 2 番目の出土数と伺ったのですが、東日本もあわせて全国で見るとどれくらいの規模なのですか。
- (答 社会教育・文化財保護課) 東日本ですと三内丸山遺跡が有名なのですけれども、あそこだけで 2,000 件とか出ているところがありまして、東日本は少し違う世界と言いますか、非常に土偶が多いところですので、それと比べてしまうと・・・。

#### ○ 中学生・高校生ビブリオバトル三重県大会 2022 を開催しますについて

- (質) 中学生大会は最近始まって、これはまだ高校生みたいに予選をやっているという仕組みじゃなくて、もう初めから 12 人が参加ご希望だったということですが。

(答) 中学生大会は、令和2年度からする予定だったのですが、実は令和2年度に計画したのですが、コロナの関係で中止となっていて、実際に行ったのは昨年度ということになります。

(質) 2回目ということですね。

(答) そうです。

(質) なるほど。予選をやるほどの人数がまだなくて、これはもういきなり本選ということですか。

(答 社会教育・文化財保護課) そうです。申し込みをいただいて、予選となるまでの人数です、それで県大会をやるということです。

(質) わかりました。津庁舎で初めてやるというのは、これまでもコロナの前はリアル会場があったけど他の場所だったという意味ですか。

(答) そうです。生涯学習センターでやっていました。

(質) 県大会があって、そのあとで全国大会に行くということですが、全国大会の主催者はどこでしょうか。

(答 社会教育・文化財保護課) 主催は活字文化推進会議です。それは読売新聞社が、出版業界の方々と組織して立ち上げた会議でございます。

(質) 県大会は県教委主催でやっているのですか。

(答) そうです。県教委です。

### その他の項目に関する質疑

#### ○ 令和5年度教職員人事異動基本方針について

(質) 今年度、例年と違ったこととか、変わった方針が出てきたりしてますでしょうか。

(答) 昨年度と結果としては一緒です。

(質) 特に新たに何か加わるってことはないと思っていいですか。

(答) はい。

#### ○ 情報公開請求に係る審査請求に対する裁決について

(質) 情報公開請求の件のお話なのですが、ちょっとこれを読んだだけではどういう文書のことだったかわからないのですが、県が本当は保管しておくべき文書がなくなっちゃっていたという話なのですかね。

(答) 配布させていただいた資料の2ページに経緯を書かせていただいたのですが、決裁をどこで行うかということなのですが、もともと教育委員会事務局が行う事務についてはこの決裁及び委任規程というものがあつて、そこで教育長が決裁する事項とか課長が決裁する事項が表に定められておまして、公文書開示請求とか個人情報保護開示請求に係る審査についてはそこに規定がございましたので、決裁区分に基づきまして教育長の決裁を受けて裁決を行ってきたところです。一方で、三重県

教育委員会の権限委任規則というものがございまして、そこで、教育委員会の議案として議決を受けて行う事務ではないことを、教育長に委任しているものから除かれている事項が列挙されているのですけれども、「異議の申立の処理に関すること」というものが教育長への委任事項から除外されている規定になっております。一方、事務局への委任規程では、今申し上げたような、公文書開示請求とか個人情報保護請求の審査請求は教育長決裁という規定があつて、もう一方がそのことが委任規則の方で、教育長に委任する事項から除外されておりました、我々はこれまで事務決裁規程に基づき事務処理をしていたのですけれども、この教育委員会権限委任規則の方が上位ということで、本来、この規則に基づくと議決が必要であるということで、今回この方は、規則に基づいてやっていたら、議決された文書があるはずであるということの請求です。

(質) すいません、1回でちょっと理解が追いつかないのですけれども、この人は何かの文書を出してほしいと情報公開請求をしたわけですよね。外形的な事実でいうと、この方が要求した文書は不存在と言われたということで良いですかね。理由としては、本当は文書があるということなのですか。この方の欲しがった文書は、本当は存在しているのですけれどもということなのですか。あるなしで言うと。

(答) あるというか、存在しているはずでしょうと。

(答 教育総務課) 本来であれば教育委員会に付議する必要がありましたので、関係する文書があるはずでしょうということなのですが、ここは私どもが申し訳なかったですが、事務決裁委任規程に基づいて処理していましたので、そこはもうないということで。向こう側は本来あるべきでしょうと言ってきておりますし、私どもはそれが存在しないので不存在決定ということになります。

(質) おおもとの文書は、1回どこかに存在したものなのだけれども、ということはない。

(答) いや、そうではないです。

(質) 文書があつただけけれども、手続きでないことになってたということではないのですかね。

(答 教育総務課) そこも、教育委員会に付議する手続きを私どもはできていなかったということで、2ページの後段、下から2行目に書いてございますけれど、このようなことから、7月8日の教育委員会で、改めて過去の事案に関して、裁決等について承認を事後になってしまったのですけれども、頂いたと。これは審査会の答申を尊重した裁決書になっておりましたので、そういったことで承認を受けたということでございます。

(質) ちなみに何の文書というのは何っていいのでしたっけ。

(答 教育総務課) 何の文書かと言いますと、この裁決書に関しまして、本来教育委員会に付議されるべきものなので、付議されたことが分かる文書ということですよ。

(質) この人の過去の審査請求に対する裁決書ということ。何か新しいことを公開してほしいというよりは、この人の過去の、自分の請求の手続きに関する文書なのですかね。わかりました。

(答) その手続きが教育委員会の議案として規則に基づいたら、決定すべきものであるから、その議案なりをその文書を開示してくださいということがあって、そういう手続きは取っていませんので、その文書は不存在ですということをお伝えしています。

(質) 手続きを取るべきだったのに取っていなかったとも言えないってことですかね。

(答 教育総務課) 本来手続きを取るべきで、その文書があるはずでしょうというのが相手方の言い分です。私どもとしては手続きとして、取るべきであったとは言え、実際にはありませんものですから、これは不存在とするしかなかったということです。

(質) わかりました。中身としては取るべきだったのだけれども、という答申だったのですかね。

(答) 答申としましては、規則に基づく手続きを取るべきであって、適正にするべきでしょうということが一つと、諮問までに3ヵ月以上かかっているということが指摘をされているところがございます。採決内容としては、資料下の3(1)のように妥当とのご意見をいただいているのですけれど、(2)の後段にありますけれど、そこはしっかり手続きすべきであるとの指摘です。

#### ○ 令和5年度当初予算の要求状況(教育委員会関係)について

(質) 予算の要求状況は、これは特に紙はついていないのですけれど、何らかのポイントのようなものを説明されているのですかね。

(答) まだ議会へ提出前なのでちょっと、出させてもらえないですけど、基本的な考え方ということで先般から説明させていただいたところの、具体の要求状況の報告でした。

#### ○ 前回定例会審議結果の確認について

(質) 前回定例会の審議結果という紙が出ているのですが、毎回、次の回で確認という手続きを取っているのですたっけ。これはこういうものでしたっけ。

(答 教育総務課) そうです。

以上、11時33分終了